

令和5年度3月

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和6年3月15日（金）午後2時00分
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 未芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑
農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

5番 小野 不二夫 6番 安藤 大作

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第28号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第83号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第84号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、
- (3) 農用地利用集積等促進計画（案）について
- (4) 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第88号 現況証明（非農地証明）について
- (8) 議案第89号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年度3月豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時4分)
-----	--

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 5番：小野不二夫委員、6番：安藤大作委員にお願いします。
-----	---

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年度2月定例総会から本日の令和5年度3月定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた1点について、下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第27号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。 [ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。 続いて、「報告第28号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。 [ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第83号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第83号の説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。 令和6年3月15日提出 豊後大野市長 川野 文敏 (議案書に基づいて令和6年3月18日公告予定分を朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第83号の案件につきましては、11番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。 (11番委員 退出)
議長	この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第83号についてこれより質疑を許可します。 はい、5番委員。
5番委員	5番、犬飼の小野です。18ページに白ねぎで貸借の挙がっている案件については、

	100 億円プロジェクトのなかで中間保有になっている畑でしょうか。
農業振興課	100 億円の事業とは関わりのない農地でございます。
5 番委員	100 億円プロジェクトは年度末で終了しますよね。その際、中間保有で残っている面積はわかりますか。
農業振興課	現時点で約 11h a です。約 11h a が中間保有として解約の予定があるということです。
5 番委員	解約になると、また農業委員会に報告があるということによろしいですか。
農業振興課	3 月中に解約の手続きをする準備をしておりますので、その後、報告事項として挙がってくる予定です。
議 長	他にありませんか。無いようですので、質疑を打ち切り採決します。 議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	「議案第 83 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。 11 番委員の入室を認めます。 (11 番委員 入室)
議 長	次に、「議案第 84 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第 84 号の説明をさせていただきます。 農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。 令和 6 年 3 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)
議 長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第 84 号の案件につきましては意見を求められております。 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 84 号についてこれより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 84 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第 84 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3

	<p>項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>（とき、午後2時25分）</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>（とき、午後2時26分）</p>
議 長	<p>次に「議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号8番までの8案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番の3案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>三重の後藤綾子です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、地元に住居しておらず管理が難しいことから、これまで譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲渡人から、譲受人に申請地を譲りたいと相談したところ、譲受人も経営地に近く利便性も良いことから売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であったことから、20年前から譲受人に管理を依頼していました。今回、譲渡人から譲受人に申請地を譲り渡したいと相談したところ売買で話がまとまり、今回申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから、借人■■■■■さんへの貸借による貸借権設定についてであります。</p> <p>現在借人は、約12haの農地にキウイフルーツを栽培しており、当初から、20haの規模まで拡大する計画を立て、適地を探していました。今回、貸人が開催した申請地を活用した提案協議において、借人が採択され、貸借権の設定が必要になったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号4番及び番号5番の2案件を1番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
1番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いた</p>

	<p>します。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが、市外に住んでおり管理に苦慮していました。申請地は過去に譲渡人の父と譲受人の父との間で売買の契約がなされており、この度、譲受人から正式に譲って欲しいと相談したところ、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、近隣で営農する農家で、申請地は現在譲受人が耕作管理をしています。譲受人は、近隣で自動車整備工場を営む兼業農家で、当該申請地と一枚になっている筆を管理するなかで、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談があり、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号6番及び番号7番の2案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。
11番委員	<p>大野の衛藤英教です。3月6日に行いました地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は市外在住ですが、以前から父の営農の手伝いをしていました。今回親子間で生前贈与を行うことで話がまとまり申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号7番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は亡夫から農地を相続しましたが、営農しておらず譲受人に以前から耕作管理を依頼していました。譲渡人は高齢で維持管理が困難であり、子供たちは市外に在住しているため農地の今後について譲受人に相談したところ売買で話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号8番の1案件を7番：山崎淳三委員にお願いいたします。
7番委員	<p>千歳の山崎淳三です。3月6日に行いました地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は市外在住ですが、申請地のそばに実家があり、実家付近で営農をしています。申請地は以前から譲受人の父が耕作管理していたものの名義が譲渡人となっていることがわかり、今後は子である譲受人が耕作するため譲受人名義への贈与ということで話がまとまったため今回申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	地区審査会の報告が終わりました。議案第85号の番号1番から番号8番までの8案

	<p>件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 85 号の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 85 号の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページ、あわせて概要書の 9 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を 13 番：志賀義和委員にお願いいたします。</p>
13 番委員	<p>朝地の志賀義和です。3 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請人■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、昭和 61 年に亡夫が農地法 4 条の許可を得ず、近隣の農業関係者 3 人と当該地に農業用の機械倉庫を一棟建築しました。その後、平成 11 年 10 月にもう一棟を建築し、平成 26 年 2 月に大雪により一棟が被害を受け、豊後大野市被災農業者向け経営体育成支援事業により施設を撤去後、再建しました。</p> <p>令和 6 年 2 月の定例会において、農業振興地域の用途区分変更の審議を経て、今回、違反転用箇所を是正するため、申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 86 号の番号 1 番の 1 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 86 号の番号 1 番の 1 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 86 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>

議 長	<p>挙手全員により「議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページ、あわせて概要書の 10 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 12 番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
12 番委員	<p>三重の小野末芳です。3 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>現在、譲受人は妻と町内の借家にて生活しています。申請地は、譲渡人の父から相続した土地で、県外に居住していることから近隣者に管理を依頼してきました。今回、譲受人が新築を計画し、農地以外の土地を探しましたが適地がなく、不動産屋へ問い合わせたところ申請地を紹介され、勤務先への通勤時間、周辺の利便性、及び購入予算を考慮したときに申請地が適地と判断しました。譲渡人と協議した結果、売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>現在、譲受人は、申請地に付随する場所で自動車修理工場を経営していますが、手狭になったため、新たな修理車両置場の建設を計画しましたが、農地以外の場所を探しましたが、条件に合う場所がないため、申請地を適所とし、譲渡人に相談したところ売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 1 番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。3 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、平成 29 年 7 月の■■■■の所有する水力発電所の改良工事に伴い、建設業者が整地のために発生した土砂を譲渡人の母から同意をもらい一時的に埋め立てていました。</p> <p>譲渡人は、当該農地を復元しても耕作再開の見込みもないことから、この度、もらってこないかと■■■■に相談したところ、■■■■としても水路維持をする上で資材置場兼駐車場用地として利用しており、売買で話がまとまったため是正のための申請</p>

	<p>に至りました。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号4番の案件についてですが、貸人■■■■さんから借人■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>借人は、令和3年第4回定例総会において農地法第5条許可を取得し、事業計画通りに事業を行ってきましたが、令和4年9月、台風14号により軸丸発電所南側の法面が崩壊し、工事中断を余儀なくされ、その復旧工事に期間を要したため、事業計画の期間延長をするために変更申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号5番の1案件を7番：山崎淳三委員にお願いいたします。</p>
7番委員	<p>千歳の山崎淳三です。3月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は市外の賃貸アパートで生活していますが、子の出産を機に地元での新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、適地が無く断念していたところ、申請地を見つけ、所有者とも売買で話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第87号の番号1番から番号5番までの5案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、5番委員。</p>
5番委員	<p>1番と3番の案件なのですが、1番は不動産会社に紹介されたと書かれてあるのですが、今農地の現況はどうなっているのでしょうか。農地の所有者が不動産会社に農地を宅地転用してもらおうよう相談をしたのか、教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらは現在、耕作はされておられません、畑を耕起し管理しているのみの状況です。不動産会社からの紹介ということなのですが、所有者から不動産会社に誰かいい人がいないかと投げかけていた案件です。</p>
5番委員	<p>分かりました。それと3番についてなのですが、もらってこないかと相談したとあるのですが、もらってこないかという表現で売買ということでしょうか。</p>
事務局	<p>書き方の部分で、金銭のやり取りがある上で、もらってこないかというふうにご理解をいただければと存じます。</p>
議 長	<p>他に無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第87号の番号1番</p>

	<p>から番号5番までの5案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第87号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により「議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第88号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の7ページ、概要書の15ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号17番までの17案件について朗読）</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号17番までの17案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番から番号7番までの7案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>三重の後藤綾子です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡夫が農地法第4条の許可を取得せずに植林した土地ですが、植林後20年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、申請者が県外に居住し管理が出来ないことから耕作を放棄し、駐車場用地として20年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、転圧により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号3番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、亡夫より相続した土地で、申請地への進入路がなく、申請者も農業をしていないことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の（4）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p>

次に、番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、亡父より相続しましたが、県外に居住しており農業をしていないことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号5番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、耕作目的で取得したものの管理が出来ず耕作を放棄したものであり、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号6番の案件についても、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。申請地は、資材置場が必要になったことから転用し、20年以上経過しているため申請したものです。

判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号7番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。

申請地は、資材置場が必要になったことから転用し、20年以上経過しているため申請したものです。

判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

次に、番号8番から番号13番までの6案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。

12番委員

三重の小野末芳です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、狭小で耕作に不向きであったため耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号9番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、大雨で河川の土砂が堆積し耕作が出来なくなったことから放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。

判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地で非農地化し、農地への

議 長

復旧が困難な土地に該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 10 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、大雨で河川の土砂が堆積し耕作が出来なくなったことから放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。

判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 11 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、申請者が高齢になったため管理が出来ず耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 12 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、狭小で傾斜があり、農業に不向きであったことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 13 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、大雨で河川の増水で大量の土砂が埋没し、耕作が出来なくなったことから放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。

判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号 14 番及び番号 15 番の 2 案件を 10 番：衛藤講治委員にお願いいたします。

10 番委員

清川の衛藤講治です。3 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 14 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、傾斜があり狭小な農地であったことから亡父が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 15 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、傾斜があり狭小な農地であったことから亡父が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

<p>議 長</p> <p>13 番委員</p>	<p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号16番及び番号17番の2案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の志賀義和です。3月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号16番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡祖父が農地法第4条許可を取得せずに宅地拡張を行い、20年以上経過しているため申請したものです。判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号17番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、狭小な農地で搬入路が狭く、機械の搬入が困難であったことから耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第88号の番号1番から番号17番までの17案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第88号の番号1番から番号17番までの17案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第88号の番号1番から番号17番までの17案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第88号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号17番までの17案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第89号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の9ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号2番までの2案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p>

	はい、4番委員。
4番委員	4番の後藤です。2番の幹旋委員になっているのですが、あっせんの案件について、 図面や写真などでどういう状況なのかをもう少し分かるようにすればいいかと思うの ですが、いかがでしょうか。
事務局	いかがでしょうか。委員さんみなさんで決めていただければと存じます。
12番委員	今の話には賛成です。説明がしやすくなるので、そういった資料があればといいかと 思いますので、そういった方向でご検討いただければと思います。
事務局	それでは、そのようにさせていただければと思います。
議 長	事務局より、資料を用意するとのことでありました。 よろしいでしょうか。他に何かありませんか。
	[ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切ります。 幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で 推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。 それでは、番号1番の1案件を、11番：衛藤英教委員と38番：円本正忠委員に願 いします。次に、番号2番の1案件を、4番：後藤栄治委員と45番：後藤久委員に願 いします。 なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、 迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支 援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほ どよろしく願いいたします。
議 長	これもちまして、令和5年度3月豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長 時間の慎重審議、誠にありがとうございました。 (とき、午後3時28分)

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 5 番委員 小野 不=夫

〃 6 番委員 名藤 大作

